

# 農村地域への産業の導入に関する基本計画

令和元（2019）年5月

栃 木 県

## 目次

### 第1 前文

### 第2 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標

### 第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

### 第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

### 第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農業用地等との利用の調整に関する方針

### 第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

### 第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

### 第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

### 第9 その他必要な事項

(参考資料)

- (1) 農村地域の現状
- (2) 市町村別地域指定等状況

## 第1 前文

### 1 趣旨

(1) 農村地域への産業の導入については、農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号。以下「旧法」という。)第4条第1項の基本計画に即し、計画的に工業等(工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。)の導入を促進してきた。

この結果、これまで多くの農村地域において工業等の導入が計画的に行われ、農業と工業等との均衡ある発展と雇用構造の改善に貢献してきた。

今般、旧法の一部を改正した法律(平成29年6月2日法律第48号。以下「一部改正法」という。)が制定され、法律の名称も農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(以下「法」という。)に改められ、国において農村地域への産業導入に関する基本方針(以下「基本方針」という。)が変更(平成29年8月25日)されたことに伴い、産業の業種に係る法律上の限定が廃止されるとともに、農業と農村地域に導入される産業との均衡ある発展が図られる業種を県基本計画に定めることとなったため、県基本計画を変更するものである。

(2) 本基本計画は、法第4条に定める県計画で、農業と農村地域に導入される産業との均衡ある発展を目的に、農村地域への産業の導入に関し、導入すべき産業の業種や目標等についての大綱を定めるものである。

(3) 本基本計画は、法第2条の農村地域(以下「農村地域」という。)として県内9市町(日光市、矢板市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、塩谷町、那須町、那珂川町)を対象とする。

(4) この計画は昭和46年度から50年度までの第1次基本計画、昭和51年度から55年度までの第2次基本計画、昭和56年度から60年度までの第3次基本計画、昭和61年度から平成2年度までの第4次基本計画、平成3年度から平成7年度までの第5次基本計画及び平成9年度から平成12年度までの第6次基本計画の実績をもとに、基本方針に即し、令和3年度を目標とし、第7次基本計画として策定するものである。

(5) 市町が策定する法第5条第1項又は第2項の農村地域への産業の導入に関する実施計画(以下「実施計画」という。)については、法第5条第5項に基づき、本基本計画の内容に即して策定するものとする。

### 2 現況と課題

(1) 本県において、県内総生産における産業構造の構成比は、第1次産業1.6%、第2次産業が44.5%、第3次産業が53.2%となっている。(H27年内閣府県民経済計算)

(2) 雇用環境では、H20年のリーマンショック以降、完全失業率は低迷を続けていたがH26年には3.2%(モデル推計値)とリーマンショック前の水準まで回復している。(総務省労働力調査)

(3) 農業分野では、平成28年の農業産出額は2,863億円で、全国9位となっており、園芸が39.6%、畜産が35.6%、農産が23.0%となっている。

(4) 主業農家は平成27年までの20年間で約5割減少しており、平成27年の基幹的農業従事者数は、65歳以上の割合が約6割を占め、高齢化が進んでいる。

(5) 農村地域産業導入の実態

実施計画の策定状況

16 市町で 38 地区（県計画 6 地区、市町計画 32 地区）の実施計画が策定されている。

## 第 2 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標

### 1 導入業種

農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向性や地域特性を踏まえ、自然環境及び生態系の保全、農村地域の景観との調和及び農業をはじめとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

導入業種については、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と導入産業との均衡ある発展に資することが必要である。

産業の立地・導入の際は、地域の実情を踏まえた雇用の実現見通しを把握するとともに、公害のおそれのない業種又は公害防止設備を完備した企業の導入を図るなど、農村地域の環境や景観保全に配慮する。

なお、農村全体の雇用の確保と所得向上を図る上で、農村地域の就業の場として、農家レストランや農泊等の農村に賦存する地域資源を活用した産業の立地・導入は極めて重要であり、特に積極的な導入の促進に配慮する。

具体的に導入すべき業種は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）の中分類のうち、下表の 24 業種とする。

コード	中分類	コード	中分類
9	食料品製造業	22	鉄鋼業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	23	非鉄金属製造業
11	繊維工業	24	金属製品製造業
12	木材・木製品製造業	26	生産用機械器具製造業
13	家具・装備品製造業	27	業務用機械器具製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	28	電子部品・デバイス製造業・電子回路製造業
15	印刷・同関連業	29	電気機械器具製造業
16	化学工業	30	情報通信機械器具製造業
17	石油製品・石炭製品製造業	31	輸送用機械器具製造業
18	プラスチック製品製造業	32	その他製造業
19	ゴム製品製造業	44	道路貨物運送業
21	窯業・土石製品製造業	47	倉庫業

### 2 導入業種の条件

(1) 安定した就業機会が確保されること

産業導入地区において地域の農業者の安定的な就業機会及び雇用の質を確保するため、常用雇用者が常駐しない事業や、雇用創出効果が低く、広大な施設用地を要する事業については選定しないこととする。

(2) 雇用構造の改善に資すること

農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分が行われるものを優先する。また、農村地域に住むそれぞれの住民の希望及び能力に沿った就業により、所得の向上が図られる業種を優先的に選定する。

(3) 導入産業の立地ニーズや事業の実現見通しを踏まえたものとする

立地ニーズや事業の実現の見通しについて、産業を導入したい農村側及び施設を立地したい産業側双方のニーズをヒアリング等により把握し、業種の選定を行う。

(4) 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和が図られていること

導入業種について、周辺地域の他の産業や住民の多くが事業環境や生活環境への影響に懸念を抱かないよう、市町の総合計画等の方針に適合するものとし、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要がある場合は、周辺の環境や土地利用、広域的な交通等への影響を踏まえて業種の選定を行う。

(5) 上記(1)～(4)を踏まえ、具体的な立地ニーズや事業の実現の可能性を市町とのヒアリング等を実施した結果、第2の1で定める業種を以下の理由により選定する。

ア 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他製造業については、実施計画に記載された立地済み業種であり、農村地域における就業機会の創出と所得向上による安定した雇用確保に寄与しているため。

イ 道路貨物運送業及び倉庫業については、実施計画に記載された立地済みの業種であり、アに記載した製造業とも深く関わっており、農村地域における就業機会の創出と所得向上による安定した雇用確保に寄与しているため。

### 3 産業導入地区の区域の設定、見直しの考え方及び配慮事項

市町が、産業導入地区の区域の設定及び見直しを行う場合は、次に掲げる事項に留意する。

(1) 産業導入地区の区域の設定により、農業構造の改善を図ろうとする地域は、農業振興地域を対象に、法第2条並びに農村地域への産業の導入の促進等に関する法律施行令第1条、第2条及び第3条の定めるところにより、9市町（日光市、矢板市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、塩谷町、那須町、那珂川町）の区域とし、これらの地域において地域農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により、認定農業者等の担い手に地域の農地の集積・集約化等を図る。

(2) 産業の導入については、農村地域における土地利用に関する計画等農村整備の方向に即し、地域社会との調和、公害防止等の環境の保全及び農業をはじめとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

特に、産業の導入が十分に行われておらず、安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて産業を誘導し、県土の均衡ある発展に資する。

- (3) 産業の立地について、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画と調整を行った上で、該当地域の実施計画に定められた法第5条第2項第1号の産業導入地区（以下「産業導入地区」という。）において行われるよう誘導する。

なお、産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。

また、産業導入地区を定める際、既存の産業導入地区及び再生利用が困難な荒廃農地を含めて活用されていない土地が存在する場合には、その活用を優先するほか、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示することとする。

さらに、産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定することとする。

- (4) 既に実施計画を定めた地域であって、実施計画策定後相当の期間を経て、いまだ産業の導入が行われていない地区においては、速やかに産業が導入されるよう誘導するほか、必要に応じて、実施計画の見直しを行い、規模の縮小等の必要な措置を行う。

また、既に実施計画を定めた地域以外においても、未活用の土地がある場合は活用を検討する。

当該土地の立地条件を考慮して、農業上の土地利用を図ることが適当と思われる地区については、農業上の土地利用が図られるよう調整する。

- (5) 産業の業種については、地域への永続的な貢献ができ、また、地域農業従事者（子弟を含む。）に対して優位に就業機会を提供できる観点から、雇用効果の大きい業種を中心に、成長性と安定性のあるものを対象とする。

この場合において、公害のおそれのない業種又は公害防止設備を完備した企業の導入を図る等環境保全に配慮するとともに、農村の地域資源を生かした産業の振興に努め、これらを産業導入地区内に誘導するよう配慮する。また、外資系企業及び新商品の開発や新分野への進出を目指す新規事業の導入・育成にも配慮する。

- (6) 既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を図るとともに、必要に応じて複数の産業導入地区にわたる広域的な産業配置を推進するものとする。

この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上、環境の保全に留意したローカルエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化及び生活環境の改善、企業相互又企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特性を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放等従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

- (7) 労働力需給等地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入された産業の労働力の確保に当たっては、住宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町の連携の下に、農業従事者の適切なる就業促進を基調として、若年者の定着化

とともに、積極的に中高年者の雇用・就業機会の確保に努めるほか、女性の就業能力開発のための条件整備にも十分配慮する。

- (8) 今後の農村地域への産業の導入は、国土保全及び地域環境の保全等に留意しつつ適正に推進する必要があることから、森林法に基づく保安林、自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園地域、自然環境保全法及び自然環境の保全及び緑化に関する条例に基づく自然環境保全地域及び緑地自然環境保全地域並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の良好な自然環境を形成している地域と、これらの地域に隣接する土地は十分な緩衝地帯を設けることを目的に、産業導入地区の設定を避ける。

また、その他の自然環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域等）に産業導入地区を設定する場合には、自然環境への重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。

### 第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力の需要に対しては、地域農業の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、導入された産業の特性に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）から労働力を重点的に充てることによって、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、市町等は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者就業の円滑化、日雇い・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びUIJターン等の移住希望者をはじめとする若年層の定着化を図る。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安定と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方環流の円滑化に努める。

### 第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺における自然的、経済的、社会的条件及び地域の特性に応じた農業生産の方向性を考慮し、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域活力創造本部決定、栃木県農業振興計画で示されている政策の方向に即し、農業構造の改善を図るよう努める。

- (1) 農業生産基盤の整備及び農村資源を生かした地域の創生

農村地域の農業生産をより一層高めるため、集团的優良農用地を中心に農業生産基盤の計画的整備を図るとともに、農村地域における農産物直売所等の交流拠点施設の機能強化や地域資源を生かした交流人口の拡大、多様な主体の参画による農村環境保全活動、定住条件整備等を

推進する。

(2) 担い手への農地の集積・集約化

農村地域における産業導入の促進が農業構造の改善を阻害しないよう、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 13 条第 1 項に規定する認定農業者等の地域の中心となる農業経営体たる担い手へ、各市町の「人・農地プラン」の内容等に留意して農地の集積・集約化を図るとともに農業経営の法人化を図ることにより、国際化に対応しうる生産性の高い農業の確立に努める。

(3) 導入企業との連携

農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に連携しあい、農産物の高付加価値化等新たな農業展開により地域農業の振興を図る。

## 第 5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

農村地域への産業の導入に当たっては、集团的優良農用地の保全を図ることを基本として、周辺農業への影響について十分に配慮しつつ施設用地と農用地等との利用調整を行い、農業と導入産業との調和が保たれるよう努める。

(1) 施設用地について

施設用地として、既に計画されているところについては、農村地域の環境の整備及び保全に支障をきたさないよう配慮して、計画的に産業導入地区としての活用を図る。

(2) 産業導入地区に農用地を含める場合における調整方針

産業導入地区の設定については、第 2 の 3 「産業導入地区の区域の設定、見直しの考え方及び配慮事項」によるが、やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合は、次のア～オの調整方針に基づいて産業導入地区を設定することとする。

ア 農用地区域外での開発を優先すること。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく市街化区域又は用途地域を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

イ 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること。

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、

- ・集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる
- ・小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる
- ・農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障が生じる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態がおきないようにすること。

ウ 面積規模が最小限であること。

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。



エ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと。

土地改良事業等で、区画整備、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地（実施中の農用地も含む）について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

オ 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記アからウまでの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地以外での開発を優先すること。

なお、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれる他、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地も含まれるため、優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地を把握することができるよう、市町の担当部局は県の農政部局と密接に調整する。

また、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）が市町において広範に設定されている場合であって、重点実施区域外に適当な施設用地がないとき等の重点実施区域内の農用地への産業導入地区の区域の設定を検討せざるを得ない事情がある場合には、県の農政部局等と産業導入地区の区域と重点実施区域の関係について十分調整を行う。

カ 他法令の許認可等の見込みがあること

農地法（昭和27年法律第299号）や都市計画法（昭和43年法律第100号）など関係する他法令の許認可等の見込みがあること。

(3) 既存計画を縮小する場合の農用地の取扱いについて

既存の実施計画の見直しにより産業導入地区の縮小をする場合、優良な農用地確保の観点から当該土地がその形状、位置等からみて農用地区域に含めることが適当であると認められるときは、農用地区域に編入をする。

(4) 農業振興地域整備計画の変更を伴う場合の調整手続

上記(2)による調整を行った結果、やむを得ず産業導入地区に農用地区域が含まれる場合には、実施計画を策定後、実質的な建設段階で農業振興地域の整備に関する法律第13条の農業振興地域整備計画の変更手続きをとる。

(5) 都市計画関係部局との調整

上記(1)～(4)に基づく調整については、県及び市町の商工業及び農政担当部局の他、国土利用計画、都市計画、環境等の関係部局において十分に調整するものとし、調整した内容を実施計画に反映させるものとする。

## 第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズや将来の見通しを的確に把握した上で、必要な施設用地等の確保、道路、工業用水道、通信運輸等の産業関連施設の整備及び生活関連施設をはじめとする定住条件の整備を計画的に進める。

この場合において、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。

また、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、地域資源を活用した農林水産業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町単位で整備することが困難なものについては、県及び関係市町との連携により効率的に進めるよう配慮する。

(1) 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進する。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的にすすめるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

(2) 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。

この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。

また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤との一体的整備及び文化の振興に努める。

## 第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

農村地域への産業導入に当たって、農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等が円滑に就業することを促進するため、次の対策に努める。

### (1) 職業案内等の充実

農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、住宅通勤圏の広域化に配慮して、きめ細かい職業相談、職業指導等を実施する。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の活用を積極的に促進する。

また、労働者の雇用の安定をはかるため、雇用安定事業による助成等の活用により、労働者の安全と健康が確保される雇用環境の整備を促進する。

さらに、労働力需給のミスマッチの解消に資するよう、中高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための環境整備を促進するほか、若年者等の地元就職にも資するよう、相談支援に努める。

### (2) 職業能力開発等の推進

職業案内業務を行うハローワークとの連携を密にしつつ、導入産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練を実施する。

この場合において、技術革新やIT化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導・支援に努める。

## 第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

### (1) 担い手の育成・確保と農地集積・集約化の推進

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、農地の受け手となる認定農業者や法人化された集落営農組織の確保を進めるとともに、市町における「人・農地プラン」の策定を通じて地域の話合いと合意形成を促進しつつ地域

における担い手を明確にした上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を推進する。

また、農地の集積・集約化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者から農地中間管理機構への農地の貸付を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

## (2) 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

## 第9 その他必要な事項

### 1 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理など大気環境、水環境、土壌環境等への負荷を軽減させるよう努めるなど、農村地域の環境の保全に十分配慮する。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交流に起因する障害の防止に配慮する。

### 2 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及び UIJ ターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び公共職業安定所等による職業紹介などと連携し総合的に進める。

### 3 過疎地域等の特定地域への配慮

過疎地域や振興山村地域等の特定地域への産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。

### 4 農業団体等の参画

実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

## 5 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、県及び市町においては、本制度の運用に当たっては、商工関係部局と農政関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努めるものとする。

## 6 企業への情報提供等

県及び市町は、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び関東農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用を努める。

その他、企業等が活用可能な施策については、関係部局横断的な施策や県や市町が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策など多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。

## 7 遊休地解消に向けた取組

遊休地解消に向けては、定期的に遊休地の把握を行うとともに、既存の産業導入地区において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地がある場合には、市町がホームページ等で情報提供するなど当該土地の活用を図るものとする。

また、既存の産業導入地区内において、企業立地の見込みがなく、引き続き農地としての利用が続いている土地については、産業導入地区の区域を縮小し、農地として利用することを検討する。

## 8 撤退時のルールについて

立地企業が撤退する場合には、撤退後の跡地の有効利活用が可能となるよう、以下に留意する。

- (1) 企業がやむを得ず撤退することになった場合も跡地の迅速な有効活用が可能となるよう、基本方針5（8）に基づき、企業の撤退に関する情報を可能な限り早期に市町へ報告することや、撤退後の施設の撤去義務及び費用負担、代替企業の確保など撤退時のルールを市町が実施計画に定め、企業に同意を求めるように努める。

- (2) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について市町が検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

## 9 実施計画フォローアップ体制の確保

市町は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に報告するものとする。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等に活用するものとする。市町は、一部改正法の施行前に既に定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保する。

## 10 新たな業種

市町と事業者の間で、産業導入地区の候補及び規模につき、ある程度具体的に話が進み、第2の2(1)から(4)に基づき、新たな業種を選定する際には、予め県の農政部局と調整を行う。

農村地域への産業の導入に関する基本計画参考資料

(1) 農村地域の現状

都道府県名 (栃木県)

区分	単位	平成17年		平成22年		平成27年		農村地域増減 (H27-22)	出典	
		全地域	うち農村地域	全地域	うち農村地域	全地域	うち農村地域			
総面積	km <sup>2</sup>	6,408.28	2,676.79	6,408.28	2,862.58	6,408.09	2,862.16	△ 0	総務省統計局「国勢調査結果」・栃木県統計年鑑	
総世帯数	世帯	709,346	87,961	745,604	90,972	763,097	88,998	△ 1,974		
総人口	人	2,016,631	271,784	2,007,683	263,846	1,974,255	245,354	△ 18,492		
人口密度	人/km <sup>2</sup>	314.70	101.53	313.30	92.17	308.10	85.72	△ 6		
産業別就業人口	総数	1,017,139	140,767	977,126	131,137	963,969	123,600	△ 7,537		
	第1次産業	69,344	14,754	54,746	11,430	53,177	11,062	△ 368		
	うち農業	68,581	14,427	53,526	10,920	51,936	10,522	△ 398		
	第2次産業	331,774	45,590	300,422	41,151	296,120	37,606	△ 3,545		
	第3次産業	605,280	79,364	582,535	75,151	578,864	72,651	△ 2,500		
農用地区域	農用地区域面積	ha	105,485	24,341	105,256	24,400	105,147	24,499		99
耕地面積	総面積	ha	129,987	30,600	127,223	30,100	124,500	29,580	△ 520	作物統計
	うち水田	102,121	22,290	98,912	21,620	97,100	21,050	△ 570		
新規高卒者	就業者数	人	4,494	513	3,362	527	3,772	524	△ 3	学校基本調査
	うち都道府県内	人							0	
農家人口	販売農家総数	人	257,792	60,453	205,474	48,081	156,358	37,974	△ 10,107	農業センサス
	うち60歳以上	人	88,713	20,204	79,716	19,304	71,672	17,590	△ 1,714	
農業従事者	総数	人	163,960	39,606	139,621	33,996	106,080	26,289	△ 7,707	
	内 農業就業人口	人	95,858	21,463	79,881	17,676	61,971	14,026	△ 3,650	
	基幹的農業従事者	人	65,574	13,833	62,600	13,688	52,914	11,705	△ 1,983	
担い手	認定農業者	経営体	6,150	-	7,429	-	8,045	1,490		農業経営改善計画
	認定新規就農者	経営体	-	-	-	-	156	27		青年等就農計画
	集落営農	集落営農	12	-	195	-	224	43		集落営農実態調査

※新規学卒者とは、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部並びに大学及び高等専門学校を卒業した者。  
 ※旧市町村単位でデータの把握が困難な場合は、可能な範囲で作成するとともに、把握が困難な場合は、理由を記載すること。

(2) 市町村別地域指定等状況 (管内全市町村)

都道府県名 ( 栃木県 )

番号	市町村名 【平成13年1月1日以後に市町村合併が行われた場合は、現市町村名・旧市町村名を記載する。】	農村地域に該当 ①	対象要件			除外要件					人口増減			実施計画の有無 ⑬	分譲可能残面積の有無 ⑭	
			農振地域 ② (該当する場合は○印)	振興山村 ③ (該当する場合は○印)	過疎地域 ④ (該当する場合は○印)	三大都市圏		人口要件			平成22年 ⑪	平成27年 ⑫	対平成22年比 (%) ⑫/⑪			
						令3条1一 ⑤ (首都圏整備法) (該当しない場合は○印)	令3条1二 ⑥ (近畿圏整備法) (該当しない場合は○印)	令3条1三 ⑦ (中部圏開発整備法) (該当しない場合は○印)	令3条1四 ⑧ (人口10万人以上) (該当する場合は○印)	令3条1四イ ⑨ (人口20万人以上) (該当しない場合は○印)						令3条1四ロ ⑩ (人口増加率が全国平均以上) (該当しない場合は○印)
1	宇都宮市		○			○	○		○		○	511,739	518,594	101%		
1-1	旧宇都宮市		○			○	○		○		○	467,666	474,050	101%		
1-2	旧上河内町		○			△	△	△				9,425	9,641	102%	○	○
1-3	旧河内町		○			△	△	△				34,648	34,903	101%		
2	足利市		○				○	○	○	○	○	154,530	149,452	97%		
3	栃木市		○	○			○	○	○	○	○	164,024	159,211	97%		
3-1	旧栃木市											79,969	78,009	98%		
3-2	旧西方町		○			△	△	△				6,521	6,168	95%	○	○
3-3	旧大平町		○			△	△	△				29,163	29,358	101%		
3-4	旧藤岡町		○			△	△	△				17,023	15,652	92%		
3-5	旧岩舟町		○			△	△	△				18,241	17,354	95%		
3-6	旧都賀町		○			△	△	△				13,107	12,670	97%		
4	佐野市		○	○			○	○	○	○	○	121,249	118,919	98%		



番号	市町村名 【平成13年1月1日以後に市町村合併が行われた場合は、現市町村名・旧市町村名を記載する。】	農村地域に該当	農振地域	振興山村	過疎地域	令3条1一	令3条1二	令3条1三	令3条1四	令3条1四イ	令3条1四ロ	平成22年	平成27年	対平成22年比 (%)	実施計画の有無	分譲可能残面積の有無
			(該当する場合は○印)	(該当する場合は○印)	(該当する場合は○印)	(首都圏整備法) (該当しない場合は○印)	(近畿圏整備法) (該当しない場合は○印)	(中部圏開発整備法) (該当しない場合は○印)	(人口10万人以上) (該当する場合は○印)	(人口20万人以上) (該当しない場合は○印)	(人口増加率が全国平均以上) (該当しない場合は○印)	⑪	⑫	⑫/⑪	⑬	⑭
4-1	旧佐野市		○									83,066	82,655	100%		
4-2	旧田沼町											27,604	26,744	97%		
4-3	旧葛生町		○									10,579	9,520	90%		
5	鹿沼市		○	○				○	○			102,348	98,374	96%		
5-1	旧鹿沼市		○									92,928	89,833	97%		
5-2	旧粟野町		○									9,420	8,541	91%	○	
6	日光市	○	○	○	○	○	○	○				90,066	83,386	93%	○	○
6-1	旧日光市		○									14,810	13,016	88%	○	○
6-2	旧今市市		○									60,831	58,295	96%		
6-3	旧足尾町											2,763	2,178	79%		
6-4	旧栗山村		○									1,726	1,265	73%		
6-5	旧藤原町		○									9,936	8,632	87%		
7	小山市		○					○	○	○		164,454	166,760	101%		
8	真岡市		○					○	○			82,289	79,539	97%		
8-1	旧真岡市		○									66,220	64,439	97%		
8-2	旧二宮町		○									16,069	15,100	94%		
9	大田原市		○	○				○	○			77,729	75,457	97%		
9-1	旧大田原市		○									58,110	57,659	99%		
9-2	旧湯津上村		○									4,782	4,360	91%		
9-3	旧黒羽町		○									14,837	13,438	91%	○	○

番号	市町村名 【平成13年1月1日以後に市町村合併が行われた場合は、現市町村名・旧市町村名を記載する。】	農村地域に該当	農振地域 (該当する場合は○印)	振興山村 (該当する場合は○印)	過疎地域 (該当する場合は○印)	令3条1一	令3条1二	令3条1三	令3条1四	令3条1四イ	令3条1四ロ	平成22年	平成27年	対平成22年比 (%)	実施計画の有無	分譲可能残面積の有無
						(首都圏整備法) (該当しない場合は○印)	(近畿圏整備法) (該当しない場合は○印)	(中部圏開発整備法) (該当しない場合は○印)	(人口10万人以上) (該当する場合は○印)	(人口20万人以上) (該当しない場合は○印)	(人口増加率が全国平均以上) (該当しない場合は○印)					
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑫/⑪	⑬	⑭
10	矢板市	○	○	○		○	○	○				35,343	33,354	94%	○	○
11	那須塩原市		○	○			○	○	○	○	○	117,812	117,146	99%		
11-1	旧黒磯市		○									61,882	60,982	99%	○	
11-2	旧西那須野町		○									47,744	48,722	102%		
11-3	旧塩原町		○									8,186	7,442	91%		
12	さくら市		○				○	○				44,768	44,901	100%		
12-1	旧氏家町		○									32,516	33,187	102%		
12-2	旧喜連川町		○									12,252	11,714	96%	○	
13	那須烏山市	○	○			○	○	○				29,206	27,047	93%		
13-1	旧南那須町		○									11,910	11,003	92%	○	
13-2	旧烏山町		○									17,296	16,044	93%	○	○
14	下野市		○				○	○				59,483	59,431	100%		
14-1	旧南河内町		○									20,354	19,764	97%	○	
14-2	旧石橋町		○									20,819	21,024	101%		
14-3	旧国分寺町		○									18,310	18,643	102%	○	
15	上三川町		○				○	○				31,621	31,046	98%		
16	益子町	○	○			○	○	○				24,348	23,281	96%	○	
17	茂木町	○	○	○	○	○	○	○				15,018	13,188	88%	○	

番号	市町村名 【平成13年1月1日以後に市町村合併が行われた場合は、現市町村名・旧市町村名を記載する。】	農村地域に該当	農振地域 (該当する場合は○印)	振興山村 (該当する場合は○印)	過疎地域 (該当する場合は○印)	令3条1一	令3条1二	令3条1三	令3条1四	令3条1四イ	令3条1四ロ	平成22年	平成27年	対平成22年比 (%)	実施計画の有無	分譲可能残面積の有無
						(首都圏整備法) (該当しない場合は○印)	(近畿圏整備法) (該当しない場合は○印)	(中部圏開発整備法) (該当しない場合は○印)	(人口10万人以上) (該当する場合は○印)	(人口20万人以上) (該当しない場合は○印)	(人口増加率が全国平均以上) (該当しない場合は○印)					
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑫/⑪	⑬	⑭
18	市貝町	○	○			○	○	○				12,094	11,720	97%	○	
19	芳賀町		○				○	○				16,030	15,189	95%		
20	壬生町		○				○	○				39,605	39,951	101%		
21	野木町		○				○	○				25,720	25,292	98%		
22	塩谷町	○	○	○	○	○	○	○				12,560	11,495	92%	○	
23	高根沢町		○				○	○				30,436	29,639	97%		
24	那須町	○	○	○		○	○	○				26,765	24,919	93%	○	
25	那珂川町	○	○	○	○	○	○	○				18,446	16,964	92%		
25-1	旧馬頭町		○									11,919	10,882	91%	○	○
25-2	旧小川町		○									6,527	6,082	93%	○	

- (注) ア ①から④、⑧、⑬、⑭に該当する場合は○印を記入。⑤から⑦、⑨、⑩は該当しない場合に○印を記入。  
イ ②は農業振興地域のある市町村、③は振興山村がある市町村、④は過疎地域がある市町村、いずれも農村産業法第2条第1項関連。  
ウ ⑤から⑩は農村産業法施行令第3条の各号についての該当の有無。  
⑧について、該当する場合は○印とし、該当しない場合は、⑨、⑩について、記載しない。  
旧市町村の場合は、⑤～⑦について記載しない。  
エ ⑬、⑭は農村地域で実施計画のある市町村。